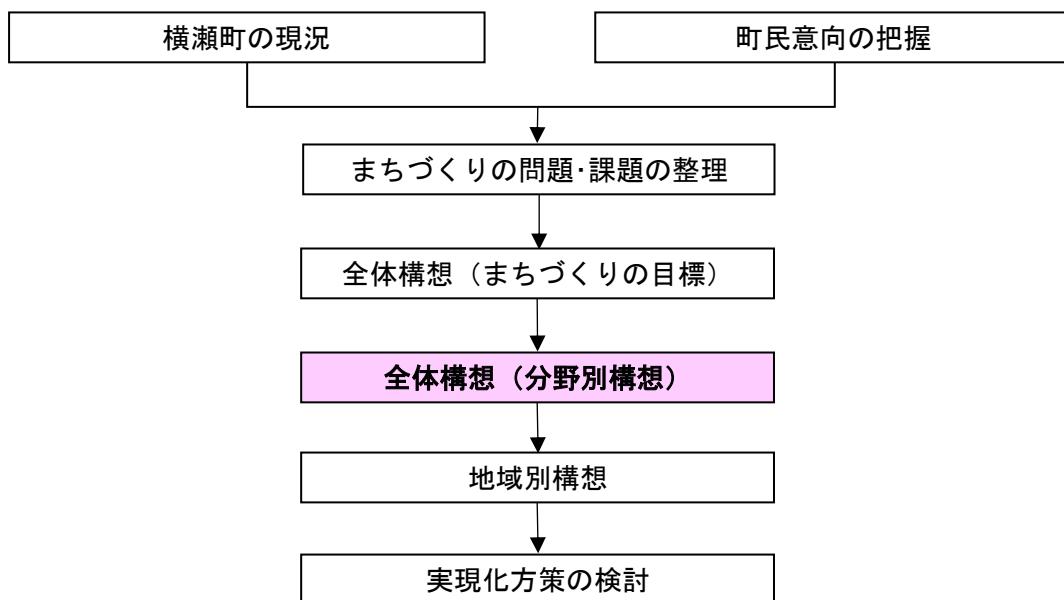


6

全体構想（分野別構想）



1. 分野別構想の構成と進め方

分野別構想では、「まちづくりの基本目標」や「将来都市構造」の実現のために必要な都市計画の分野を以下の4項目の分野に分け整備方針を定めます。

分野別構想の構成は、分野ごとの問題点、課題に対するまちづくりの方針（「基本方針」）を定め、次に方針に基づく具体的な整備方法などの考え方（「基本構想」）の順に定めていきます。

図 分野別構想の分野

■土地利用の方針

土地利用や建物利用など、都市計画区域全体の立地特性に適した土地の適正利用、有効活用に関する方針

■都市基盤の方針

- ・都市の骨格を形成する道路ネットワーク、鉄道・バス路線等の交通ネットワークの方針
- ・公園や緑地などに関する配置やネットワーク形成等の方針
- ・下水道や公共施設などの都市施設の維持管理の方針

■都市環境の方針

うるおいある都市環境を形成するための水環境、低炭素化、資源の有効活用に関する方針と丘陵地、河川、棚田等の豊かな自然環境や優れた景観資源の保全、活用に関する方針

■防災の方針

安全、安心のまちづくりの推進、災害に強い地域づくりのための地域防災に関する方針

図 分野別構想の進め方

■基本方針

問題点、課題を受けた横瀬町の分野別都市計画の推進に関する基本方針

■基本構想

基本方針に基づく具体的な配置、構成、ネットワーク、施設整備等の構想

2. 土地利用の方針

(1) 基本方針

- 都市環境(市街地環境)、自然環境の調和を前提とした、ゆとりある土地利用の推進を図ります。
- 市街地(用途地域とその周辺)を中心に、土地利用の純化による効率的かつ環境の整った土地利用を誘導します。
- 無秩序な市街化を抑制し、市街地における都市機能の集積（コンパクトなまちづくり）を図ります。
- 駅周辺や幹線道路沿道等は、その立地特性にあった土地利用を推進します。
- 厚みと広がりのある市街地形成とともに、中心市街地の活性化を図ります。
- 秩父都市圏の一角を形成する都市として、活力ある拠点や閑静な住宅地形成を図ります。

(2) 基本構想

市街地ゾーン

1) 中心市街地

第一種住居地域が指定されている区域のうち、横瀬駅から国道299号に至る県道231号横瀬停車場線沿道の区域は、本町の中心部として、町民・来街者が徒歩でも安全に行き来できる街路や駅前広場の整備、住宅地と小規模商業施設の複合利用などにより、利便性の高い、住宅地の中にも賑わいのある市街地空間の形成を目指します。

また、既存施設や遊休地も含め、中心市街地の活性化に資するよう、既存ストックの再利用、有効活用を図ります。



市街地(県道231号横瀬停車場線)

2) 市街地利用検討地

兎沢町有地を含む一帯の土地は、横瀬駅に近接しているながら遊休地となっています。今後、町有地を含めた有効利用を検討し、本町の中心部としてまちなか再生に資する利用を検討していきます。



兎沢町有地一帯の様子

3) 幹線道路沿道利用地

幹線道路である国道 299 号、県道 11 号熊谷小川秩父線は、広域ネットワークを形成する路線で、交通量も多く、その沿道は、商業、サービス施設等による沿道利用が行われています。

今後も、幹線道路沿道の利便を活かした商業、サービス施設等の土地利用の促進を図ります。

なお、本町の幹線道路沿道において、用途地域内や宅地利用が混在している場所については、宅地等の土地利用との調和に配慮しつつ、建物用途の規制、誘導により、環境を悪化させるおそれのある施設の立地の制限を図ります。



国道 299 号沿道



県道 11 号熊谷小川秩父線沿道

住宅地ゾーン

4) 住宅地

第一種住居地域内の中心市街地を除く区域は、住宅、兼用住宅を主体とする住宅地形成を目指し、土地利用の純化を推進します。

また、居住環境を悪化させるおそれのある施設の立地を制限し、本町らしい緑豊かでゆとりのある住宅地の形成に努めます。



5) 住・農調和整備地

姿エリアは、秩父市市街地に近く、国道 299 号や県道 11 号熊谷小川秩父線にも面する交通利便の高い地区であることから、建物の新築などによる土地利用の改変が点的に発生しています。一方、営農者もおり、農地も一定規模存在しています。

さらに、都市間連絡道路（仮称 宮地・横瀬線）の整備により、土地利用の改変がより進むことが見込まれます。そのため、農地の集約化などの手法による計画的な農地の保全と住居系を主体としたゆとりある居住環境の住宅、農地が調和した地区整備を図ります。



姿エリア



姿エリア

6) 住宅地利用検討地

現在の横瀬駅南側(駅南エリア)は、駅隣接地でありながら、地域集散道路となる町道がないため、山林が多く、木の間沢沿いに小規模集落がある状況となっています。

今後、町道の新規路線として、木の間沢側から駅南側へ通り抜ける町道が開通することから、駅隣接地としてのポテンシャルを活かした住宅地利用を主体とした、適正な開発整備の誘導などにより、適切な土地利用を推進します。



駅南エリア



駅南エリア

産業ゾーン

7) 工業地

現在、三菱マテリアル工場等が立地する工業地域とその南側の工業地及び町道1号線沿道に立地する工業地は、引き続き産業振興のため工業に純化した土地利用を継続していきます。また、緩衝緑地の整備、維持保全など、周辺環境に配慮した土地利用を促進します。



三菱マテリアル工場



鉄工所

田園集落ゾーン

8) 田園集落地

引き続き、農地や山林、緑地と既存集落との共生を図り、無秩序な開発を抑制し、自然環境や田園景観を保全しつつ、生活道路の機能確保や防災対策により、住みやすい地域づくりを図ります。



根古屋地区



川東地区

公園・緑地・森林ゾーン

9) 公園施設等

花咲山公園、町民グラウンド、ウォーターパーク・シラヤマの公園施設等は、観光やレクリエーションの拠点として、利用者ニーズなどを反映した機能充実を図りながら、適切な維持管理に努めます。

寺坂棚田は県内最大級の棚田であり、縄文時代の遺跡が見つかるなど、地域の農業、歴史、文化が受け継がれてきた場所です。現在も稻作が行われており、稻作体験や景観資源として観光面でも活用されています。本町の特色でもある美しい景観を後世に継承するため、官民が協力しながら保全を推進します。



ウォーターパーク・シラヤマ



寺坂棚田

10) 森林等

都市計画区域の周辺は丘陵地で構成され、緑に囲まれた優れた自然環境、自然景観を有しています。特に市街地から見える樹林地は、維持保全を図り、開発等により環境、景観が損なわれないよう努めます。

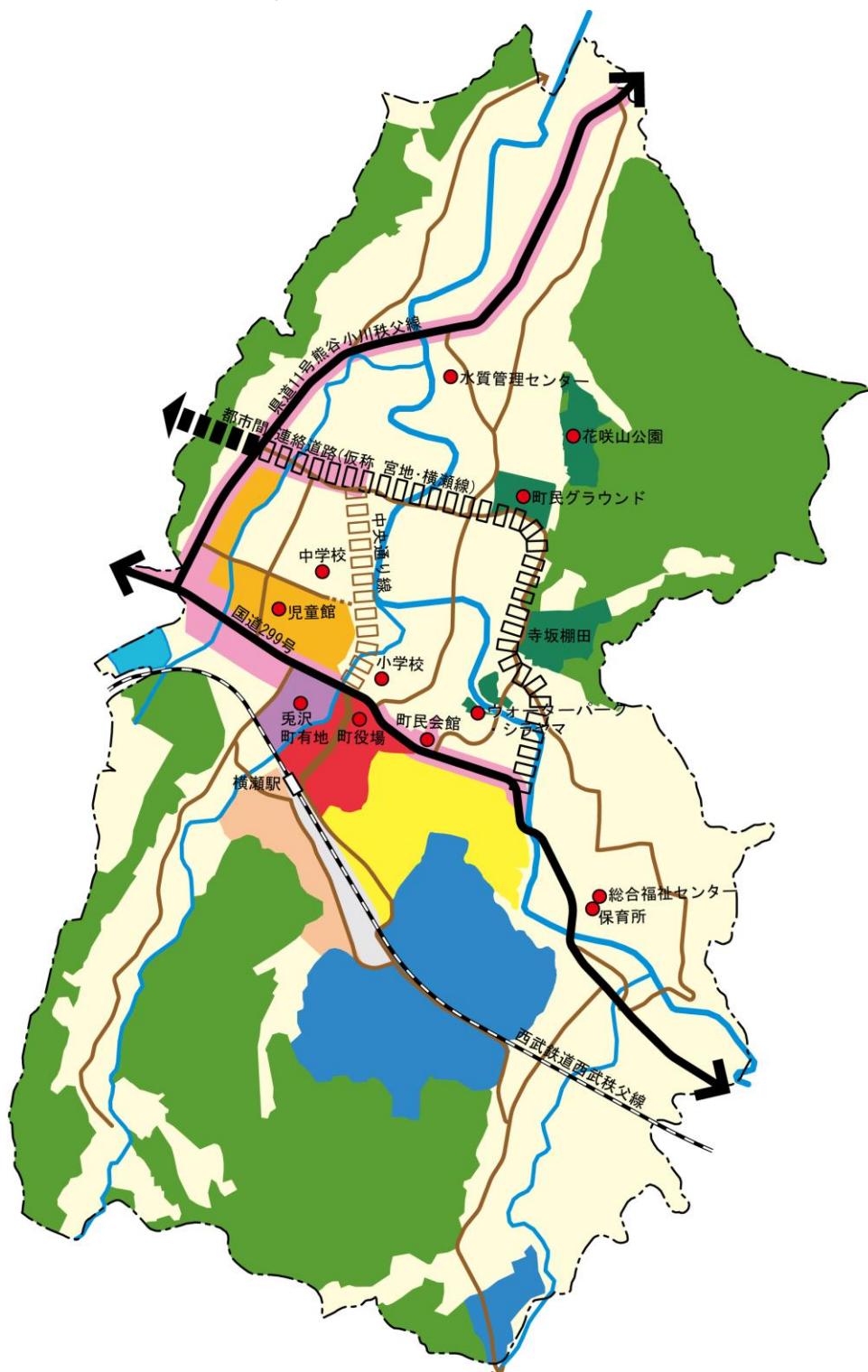


県道 11 号熊谷小川秩父線の後背緑地



寺坂棚田北側の丘陵緑地

図 土地利用方針図(全体構想図)



凡 例

- ①市街地ゾーン
■ 中心市街地
■ 市街地利用検討地
■ 幹線道路沿道利用地

- ②住宅地ゾーン
■ 住宅地
■ 住・農調和整備地
■ 住宅地利用検討地

- ③産業ゾーン
■ 工業地
■ 田園集落ゾーン
■ 田園集落地

- ⑤公園・緑地・森林ゾーン
■ 公園施設等
■ 森林等

- 広域連携軸(道路系)
□□□□ 広域連携軸(道路系)検討路線
■ 広域連携軸(軌道系)・鉄道駅
■ 地域連携軸(道路系)
□□□□ 地域連携軸(道路系)検討路線

- 河川・ため池
● 町有施設

3. 都市基盤の方針

(1) 基本方針

① 道路・交通

- 西関東連絡道路や秩父市・小鹿野町との連絡機能を強化する都市間連絡道路の整備を促進します。
- 幹線道路における歩行者の安全な通行を確保するため、歩道の設置、整備を促進します。
- 町内や市街地の骨格となる地域集散道路網の整備、推進をしていきます。
- 「日本一步きたくなる町」、賑わいやゆとりある市街地空間の形成などを目指し、歩行者動線、歩行者空間の整備をしていきます。
- 交通結節点である駅前広場の整備を促進します。

② 公園等・緑地・河川

- まちの魅力、快適性向上のため、生活環境の保全やレクリエーション、コミュニケーションの場の確保の観点で、必要な公園の配置と確保を推進します。
- 利用者ニーズや使用状況に応じた公園・広場の改修、改善に努めています。

③ 都市施設

- 下水道整備計画により、供用開始区域を拡大し、事業を推進していきます。
- 公共施設は、長寿命化計画により適正な維持、管理を行います。
- 用途廃止した施設や跡地は、有効利用の検討をしていきます。

(2) 基本構想

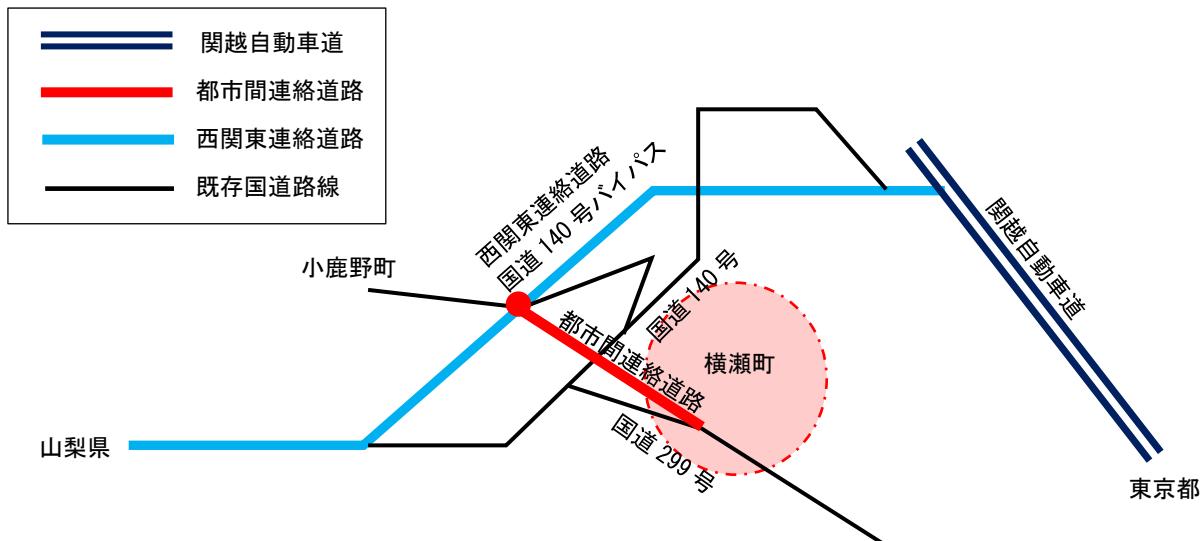
1) 道路・交通

① 広域ネットワーク

国道140号と国道299号及び整備中の西関東連絡道路は、秩父都市計画区域において基本骨格となる幹線道路になります。特に西関東連絡道路は、周辺地域や他県の移動円滑化に大きく寄与するため、早期の全線整備を要望していきます。

本町における広域ネットワークでは、小鹿野町方面、西関東連絡道路へのアクセス改善のため、横瀬町、秩父市、小鹿野町を結ぶ都市間連絡道路の建設を促進します。

図 広域ネットワーク整備構想



② 都市内ネットワーク

ア) 幹線道路の整備

○幹線道路（広域連携）

本町の幹線道路ネットワークにおいて、東西軸の国道 299 号と南北軸の県道 11 号熊谷小川秩父線は都市軸を形成するとともに、周辺市町との連携を担うネットワークとなっています。

この 2 路線は、大型車の混入率も高く、交通量も多いため、交差する坂氷交差点での交通負荷が大きくなっています。また、秩父市内で国道 299 号と国道 140 号が交差する交差点においても交通負荷が高く、渋滞が発生しています。

このことを踏まえ、秩父市と連携し、国道 299 号の交通負荷の軽減や西関東連絡道路との連携強化を目的に、都市間連絡道路（仮称 宮地・横瀬線）を整備する検討を行っていきます。

また、国道 299 号、県道 11 号熊谷小川秩父線は、ともに通学路になっていますが、歩道の確保が十分でない箇所があるため、引き続き、県への要望を行い、交通安全及び交通の円滑化を促進します。

○幹線道路（地域連携）

県道 231 号横瀬停車場線は、国道 299 号から交通結節点となる横瀬駅を結ぶ中心市街地を形成する骨格道路となっています。両側歩道が設置されていますが、歩道幅員が狭いなどの問題があり、引き続き県への要望を行い、歩行者の安全確保や賑わいある市街地空間の創出を促進します。

中央通り線は、都市内において、国道 299 号と都市間連絡道路及び県道 11 号熊谷小川秩父線の交通動線を補う役割として整備の検討をしていきます。



県道 11 号熊谷小川秩父線



県道 231 号横瀬停車場線

イ) 地域集散道路（町道）

各地域の発生集中交通を幹線道路に安全かつ効率的に誘導したり、地域間の連絡を円滑に行うための道路で、主に1級町道が該当します。

これらの道路は、地域の骨格を形成しており、生活環境の向上や歩行者の安全な通行のための歩道整備や狭い箇所の改良等、地域の状況にあった整備を推進します。

また、低・未利用地活用の推進などを目的として、地域活性化のために必要となる新規路線も検討、整備をしていきます。



根古屋地区の地域集散道路



川東地区的地域集散道路

ウ) 駅前広場

駅前広場は、鉄道、バス、自家用車交通等の複数の交通機関及び歩行者・自転車利用者が交通機関の乗り継ぎを行うための交通結節点になります。

横瀬駅前広場は、タクシー、自家用車の乗降場としての機能を有していますが、歩車道分離がなく混在しています。

今後は、鉄道会社と協議を重ねながら、中心拠点の駅としての機能や安全性の確保を目指し、整備を推進していきます。

また、自転車、バイクの駐輪場が狭いため、駅周辺と併せて整備をしていきます。



横瀬駅及び駅前広場

工) 歩行者通行空間

住民のウォーキングや来街者が観光の際に、地域を回遊したり、駅から観光拠点までを結ぶ歩行者空間を「日本一歩きたくなる町」事業におけるウォーキングコースを主に構築し、賑わいやゆとりある、安全な歩行者通行空間の確保を推進します。

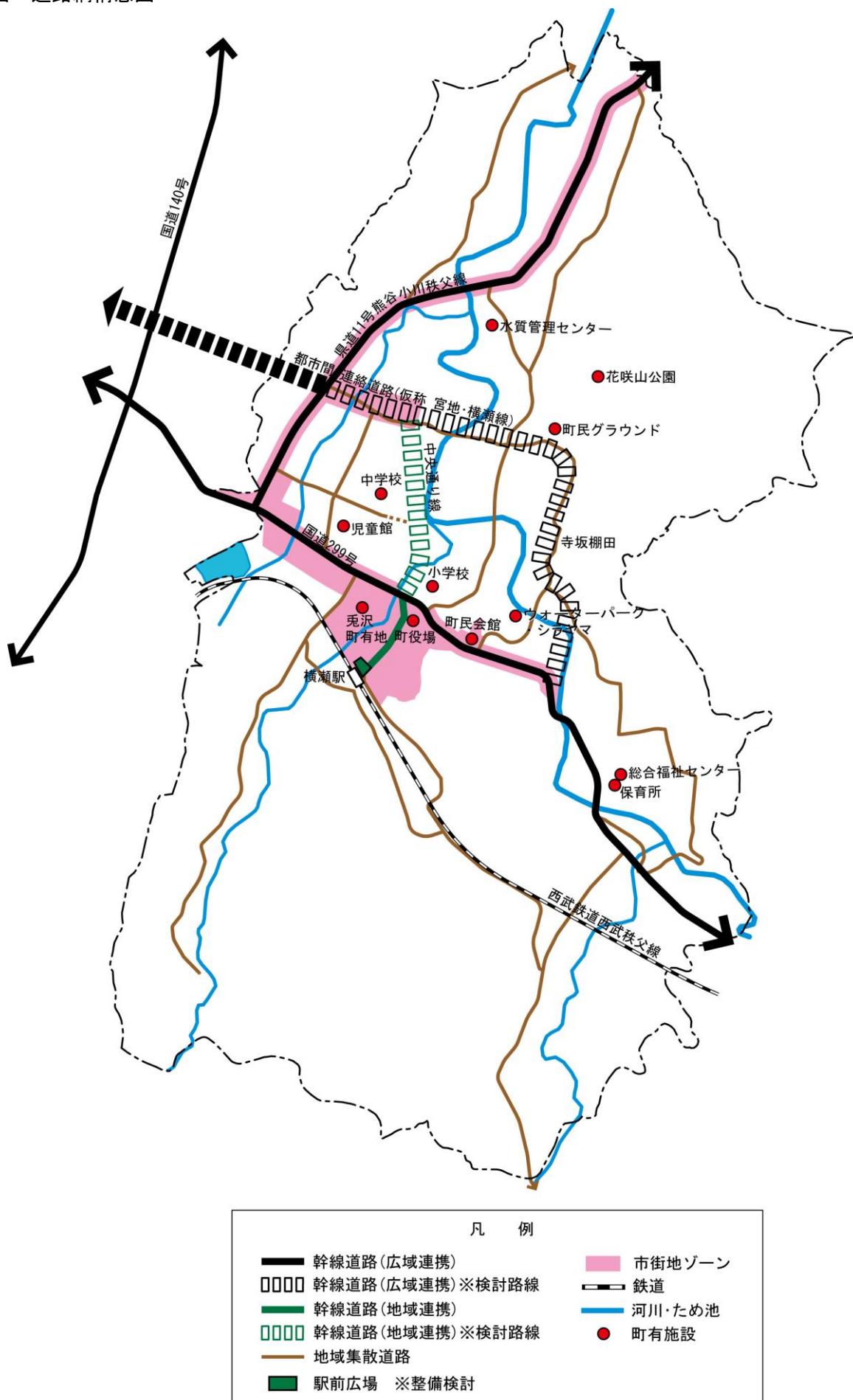
③ 公共交通

西武鉄道西武秩父線は、本町の公共交通の中心として広域的なネットワークを担う観点から、駅前広場の整備やバス路線との連携強化、観光イベントとの連携などにより、利用者の増加、利便性の向上を図ります。

路線バスは、西武観光バスの横瀬線、定峰線、三沢線の3系統が運行されています。今後、事業者、関係機関と協議を重ねながら利用率と利便性の向上に取り組み、高齢者や学生などの貴重な移動手段として維持していきます。

また、町内全域で本町が実施する予約型乗合タクシーが運行されています。今後も身近な公共交通として、高齢者等の交通弱者の生活利便性の向上を図っていきます。

図 道路網構想図



2) 公園等・緑地・河川

① 公園、広場

公園、広場は、町民が身近に利用できる子育て・高齢者の交流の場、やすらぎの場であるとともに、災害時等の避難場所としての役割も果たしています。誰もが安全・安心で快適な居住環境の中で暮らせるよう、引き続き、計画的な公園、広場の維持・管理を推進します。

ア) 都市公園

■ウォーターパーク・シラヤマ

親水型の公園として、町民、来街者を問わずに利用されており、利用者も増加傾向にあります。今後も利用者のニーズにあわせ、交流拠点として適切な維持管理を行っていきます。

維持管理については、長寿命化計画を策定し、計画的な遊具や設備の修繕、更新を行います。

■その他の都市公園

都市公園の目標面積は、都市公園法施行令第1条の2及び横瀬町都市公園条例に基づいた面積の確保を推進していきます。

今後、住宅地の土地利用が見込まれる駅南エリアや姿エリアには、身近な公園、広場がないため、新たな公園、広場の適正配置とその整備を図ります。

表 都市公園の目標

	目標原単位(*)	人口(2040年)	都市公園面積
町総人口当たりの公園面積	10 m ² /人	6,500人	6.5ha
市街地人口当たりの公園面積	5 m ² /人	1,000人	0.5ha

*都市公園法施行令第1条の2及び横瀬町都市公園条例の目標面積は同じ数値であり、町総人口当たり 10 m²/人以上、市街地人口当たり 5 m²以上となっています。

イ) 都市公園以外の公園、広場

■花咲山公園

行政と民間団体の協働で整備、管理が行われており、今後もより魅力ある公園とするため、計画的な整備と適正な維持管理の継続に努めていきます。

■町民グラウンド

今後も、業務委託により日常の維持管理を継続し、適正な状態を維持していきます。

平成27年（2015年）より整備された人工芝のサッカーコートは、今後も定期的な芝の張替えを実施していきます。

■コミュニティ広場等

行政と地域の協働で管理が行われており、適正な維持管理の継続に努めています。

また、本町のコミュニティ広場は、災害時の避難場所になっており、今後は災害時に対応できる広場としての施設整備も推進していきます。

また、子育て支援を目的にコミュニティ広場内に「プレーパーク」の配置、整備を検討していきます。

■プレーパーク

プレーパークは、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを目的として、子どもの好奇心を大切にした、子どもが自由な発想でやりたいことができる公園や公園の一部に設置された場所で、子ども自身が遊び方を考え、それを手助けできる道具や場所を提供していきます(段ボール遊び、ロープ遊び、木工遊び、どろんこ遊び、木登り、虫取り、穴掘り、水遊び、焚き火等)。

設置には、子どもとともに遊び、考え、遊びの内容や遊び場をデザインし、緊急時の対応も行うプレーリーダーを配置することがあります。

② 緑 地

都市計画区域の外周部は、丘陵地に囲まれており、都市計画区域内からの景観は緑に包まれたまちとなっています。

この丘陵地の連続した緑は、本町の都市計画区域の特徴であり、自然環境、自然生態、自然景観の観点から保全を推進します。

特に市街地に隣接する後背緑地となる丘陵緑地、斜面緑地は、防災面、景観面からの保全や整備を推進します。なお、緑地の保全、活用にあたっては、緑地の特性、立地条件、貴重性、規模等を考慮し、必要に応じて風致地区、特別緑地保全地区、都市緑地、保存樹林等の指定も検討していきます。

また、生産緑地である農地は、都市と自然が調和した環境形成のため、身近な自然である農地の保全、営農環境の維持、向上に努めるとともに、遊休農地の有効な土地利用を検討していきます。



後背緑地と農地

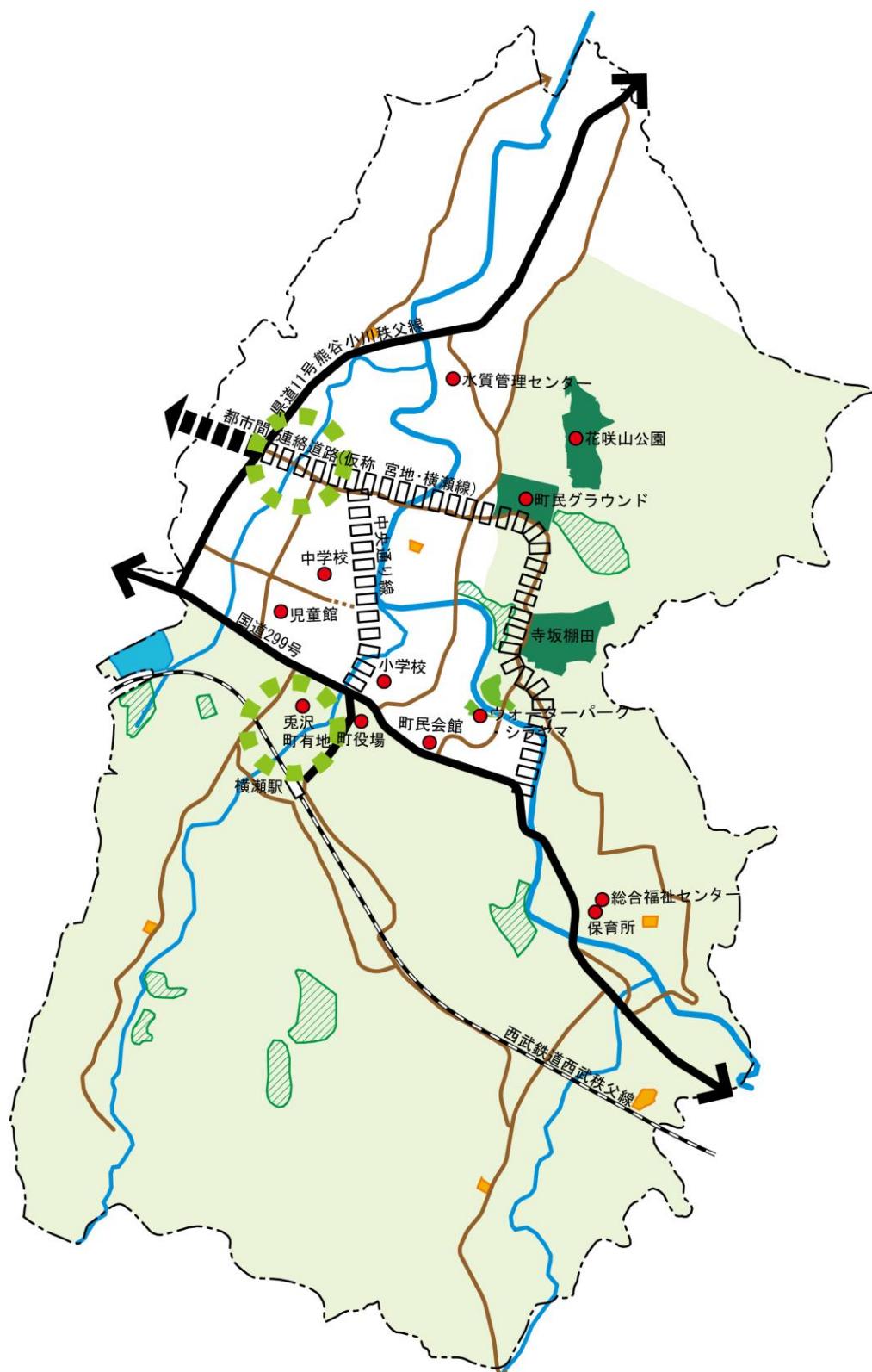
③ 河 川

河川は、本町の貴重なオープンスペースであり、また、河岸には斜面緑地があり、豊かな水辺空間を形成しています。

このような豊かな自然環境や生態系の保護、水質保全を考慮しながら、親水性のあるレクリエーション空間として活用を図ります。

一方、急峻な河川には、砂防指定地が多くあります。定期的な管理により、防災機能の維持を図ります。

図 公園緑地配置構想



凡 例

■ 幹線道路	■ 都市公園
□□□ 幹線道路 ※検討路線	○○○ 都市公園設置検討地
■ 地域集散道路	■ 都市公園以外の公園等
■ 鉄道	■ コミュニティ広場
■ 河川・ため池	■ 保安林
● 町有施設	■ 県立武甲自然公園区域

3) 都市施設

① 公共下水道

本町の公共下水道は、公共下水道事業計画に基づき事業を推進しており、令和7年(2025年)3月末までに全体計画区域147haの全区域が供用を開始する見込みです。

今後も施設の維持・管理に併せて、施設の更新を進めるとともに、接続率の向上を図り、事業運営に企業性を発揮した経営の健全化に取り組みます。

② その他の都市施設

道路、公園等の公共施設、町役場、学校等の公共建築物については、長寿命化修繕計画に基づき、インフラの長寿命化により安全性と利便性を確保しながら、効率的な公共施設の整備改善、公共施設の維持管理・修繕費の縮減に努めます。

また、用途廃止となった施設や跡地は、有効な活用を目指して幅広い検討を行っていきます。

4. 都市環境の方針

(1) 基本方針

- 地域の特性でもある多様な景観の保全を図ります。
- 市街地内や市街地から見える良好な景観に対し、景観を阻害する要素の制限を推進します。
- 特定環境保全公共下水道、合併浄化槽の整備促進を図り、公共用水域の水質改善に努めます。
- 資源の有効活用につながるライフスタイルの推進のため、4Rに積極的に取り組みます。

(2) 基本構想

1) 景観

① 自然景観

都市・市街地を包む樹林地、寺坂棚田をはじめとする農地の田園風景、農村風景、横瀬川等の河川や姿の池等の池沼の水辺景観を、本町の特徴を表す原風景として保全に努めます。



都市と自然が共存する景観



緑に包まれた田園風景

② 歴史景観

地域の歴史を伝える神社仏閣や周辺の樹林(鎮守の森)、歴史的建造物、歴史的遺構を町民の歴史文化の財産として継承していきます。



札所第九番 明智寺



札所第七番 法長寺

③ 都市景観

町内全域が県の景観条例の適用区域になっているため、今後も埼玉県景観計画に基づき、良好な景観形成に努めます。

中心市街地では、ゆとりある住宅地、周辺景観と調和のとれた街並み、緑に包まれた本町にふさわしい景観形成を図ります。また、必要に応じて、地域、地区単位での建物の用途、高さ、壁面の位置、形態・意匠等の規制、誘導手法も検討します。

駅周辺や幹線道路沿道は、町の顔や玄関口にふさわしい、過度な形態、色彩、装飾を抑制した景観形成を推進します。

本町の代表的な工業地景観である三菱マテリアル工場は、町内の至る所から見える施設景観であり、緑の中の工場景観として、周辺緑地、緩衝緑地の維持保全に努めます。



駅前通り



緑に囲まれた工場景観

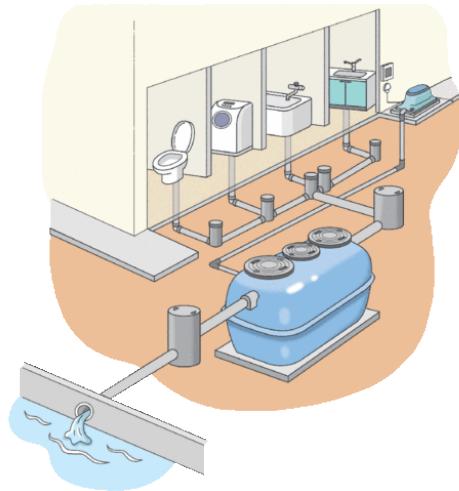
2) 環境負荷の軽減等

① 生活排水処理対策

引き続き、公共下水道と合併浄化槽を組み合わせて町内の生活排水処理を推進することで、健康で文化的な生活の実現と公共用水域の水質改善に努めます。



横瀬町水質管理センター



合併浄化槽

資料：建設課

② 都市環境の維持、向上

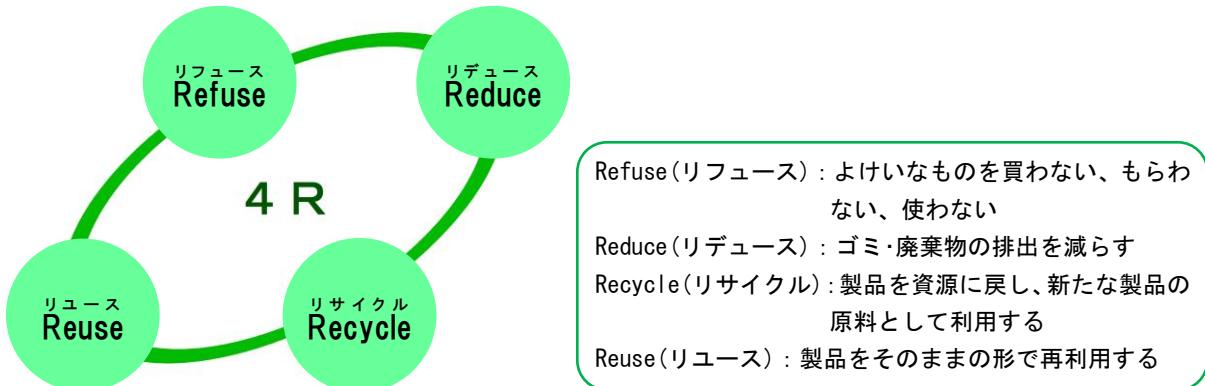
- ・緑には、生態系の保全機能、二酸化炭素の吸収等の大気調節機能、気温や湿度の気候調整機能、斜面地保護の防災機能、水源かん養機能、レクリエーション機能、文化・学習機能、木材や林産物等の生産機能等の多様な機能があり、これらの機能を有効に活用するため、現存する緑や緑地環境を維持、保全するとともに、住宅、事務所、工場等における緑化を「オープンガーデンよこぜ」を活用した取り組みなどを通じて緑化意識の向上を促進します。また、公共施設、公園、学校などの敷地や道路沿道部分の緑化を推進します。
- ・自動車の排気ガス対策、交通渋滞の緩和を目標に、公共交通利用を促進するため、駅等の交通機関へのアクセス性の向上、路線バスの利用促進を図ります。

③ 資源の有効活用

4 R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)運動を積極的に推進し、ゴミとなるものの発生抑制、ゴミの減量化、再資源化、再利用の促進を図り、製造業の企業においてもゼロエミッション化(*)の推進等資源の有効利用を推進します。

*ゼロエミッション：工場で排出される廃棄物や副産物を別の原材料として再利用することで、廃棄物を自然界に排出しないようにすること。

図 4 Rの構成



5. 防災の方針

(1) 基本方針

- 災害時における緊急輸送路の確保・整備を促進します。
- 避難場所の防災拠点としての機能充実を図ります。
- 避難路ネットワークの確保を推進します。
- 土砂災害、浸水災害を防止するための対策を推進します。
- 防災、防犯、景観等の観点から、空き家や低・未利用地の総合的な対策を推進します。

(2) 基本構想

1) ハード防災

① 緊急輸送路

第1次緊急輸送路に位置づけられている国道299号については、十分な幅員や構造を確保した整備を促進するよう県に要望していきます。

② 避難場所

災害が発生した際に避難場所となる町役場、学校、町民会館等の公共施設は、建物の耐震化の推進、防災備蓄の対応など、防災拠点としての機能の充実を図り、また、公園・広場等のオープンスペースは、災害時に避難場所として利用できるよう、施設整備を推進します。

③ 避難路

避難場所の整備とともに、避難場所に至るまでの安全な道路の整備、ネットワークの構築を推進します。また、救急車、消防車等の緊急車両の通行を円滑に行えるよう、地域集散道路の狭あい箇所の解消に努めています。

また、安全な避難路の確保や緊急車両等の通行妨害の回避のため、老朽化等によって倒壊の危険性のある沿道敷地のブロック塀、コンクリート塀を、フェンスや法令に従った安全性のあるブロック塀に築造することを奨励します。

④ 治山、治水

土砂災害警戒区域等の土砂災害の危険性のある区域については、災害防止に資する土砂災害や急傾斜崩落の危険箇所の円滑な整備、改善に向けて、関係機関へ働きかけを推進します。

また、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業により、安全な土地への移転を推進します。

河川では、特に横瀬川の増水による浸水想定区域においては、県に対して土砂の浚渫(しゅんせつ)、改修、整備の要請を行っていきます。

⑤ 防火、不燃化

火災に対する危険を回避するには、個々の建築物による防火性の向上だけでなく、耐火建築物や防火建築物が集団になることで延焼防止機能を向上させ、火災に対して安全で、燃えにくい、燃え広がらない市街地や集落地を形成することが重要です。そのため、都市計画法に基づく準防火地域の指定を検討します。

⑥ ライフライン

災害に強いまちの確立のため、電気、電話、水道等ライフラインの耐震化を促進します。

2) ソフト防災

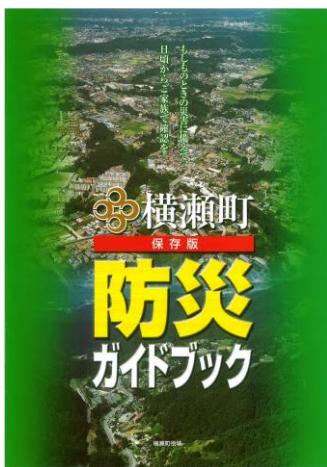
① 自主防災組織、コミュニティ活動

災害時には、「自助、共助、公助」の三助が連携を図りつつ一体となることで、被害を最小限にできるとともに、早期の復旧・復興にもつながります。

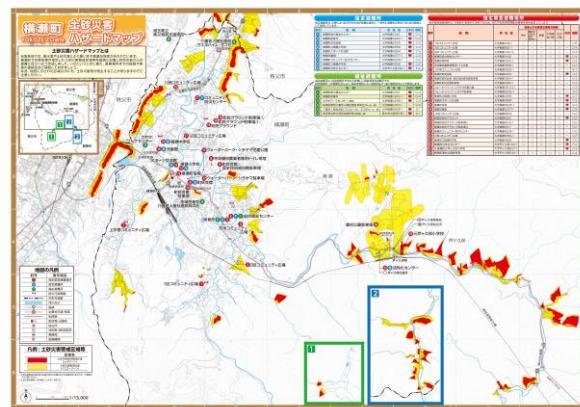
共助は日常の地域コミュニティの育成が不可欠であり、乳幼児、高齢者、障害者等の災害弱者を普段から把握し、近隣同士の声のかけ合いが大切であることから、自治組織の充実と災害時の対応を事前に確認するなど、災害発生時にも機能する地域コミュニティの育成を推進します。

② 防災意識の向上、啓発

普段から自分が住み、働く地域が災害に対して、どの程度の危険性があるか、災害発生時にどこに避難するかなど、生命、財産を守るためにの対策を日常から把握しておくことが重要です。そのため、ハザードマップの公表、防災ガイドブックの配布など、安全確保に向けた情報提供と防災意識の向上、啓発を普及していきます。



防災ガイドブック



土砂災害ハザードマップ



ため池ハザードマップ

資料：総務課、振興課

3) 空き家、低・未利用地の対策

本町には空き家や低・未利用地が点在しています。これらは地震発生時の建物倒壊や火災による被害拡大、犯罪の温床、景観の阻害の要因となることが懸念されることから、空き家や低・未利用地の実態把握に努め、所有者に適正管理を働きかけるとともに、「ちちぶ空き家バンク」や補助制度（住環境改善及び空き家活用促進補助金）などにより有効活用を促進していきます。